

あべちか地下空間避難確保・浸水防止計画
(作成主体：大阪地下街株式会社)

2024年12月4日

あべちか地区

はじめに.....	1
第1章 総 則	1
第1条（計画の趣旨）	1
第2条（計画の適応範囲）	1
第3条（計画の適応者）	1
第4条（施設名称）	2
第5条（施設概要）	2
第6条（防災体制）	2
第7条（情報収集）	5
第8条（情報伝達）	6
第9条（避難誘導）	6
第10条（自衛消防組織の設置）	7
第11条（施設点検計画）	8
第2章 内水氾濫対策計画.....	9
第12条（計画の目的）	9
第13条（災害の想定）	9
第14条（情報収集）	10
第15条（情報伝達）	10
第16条（警戒活動）	10
第17条（避難誘導）	13
第3章 外水氾濫対策計画	15
第18条（計画の目的）	15
第19条（災害の想定）	15
第20条（情報収集）	16
第21条（情報伝達）	16
第22条（警戒活動）	16
第23条（避難誘導）	19

第4章 高潮対策計画	21
第24条（計画の目的）	21
第25条（災害の想定）	21
第26条（情報収集）	21
第27条（情報伝達）	22
第28条（警戒活動）	22
第29条（避難誘導）	24
第5章 防災教育・訓練	24
第30条（防災教育）	24
第30条の2（防災教育・訓練の実施）	24
第30条の3（訓練の実施方法）	25

はじめに

あべちか周辺地区においては、外水氾濫及び内水氾濫が予想されることから、これらの対策を明確に区分して計画を樹立することが、より実効性を図ることができるとの観点から、寝屋川流域の河川の堤防決壊による外水氾濫及びスーパー台風に伴う高潮に対しては地下街等利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を中心に、避難誘導を最優先させるための計画を策定することとした。また、集中豪雨による内水浸水に対しては避難の確保を念頭に置いた止水対策等に資するための計画を策定した。

第1章 総則

（計画の趣旨）

第1条

計画の目的及び計画の対象範囲から、あべちか（大阪地下街株式会社）を中心に策定することとし、地下街に接続・隣接する施設（以下「接続・隣接施設」という）と一体性を持った計画とする。

なお、この計画の修正は、軽微な事項については各施設の担当者と協議のうえ決定するものとし、経費を必要とするなど重要な事項については、第4条の各施設について権限を有する者との協議のうえ決定する。

（計画の適用範囲）

第2条

あべちか及び接続・隣接施設を包含したあべちか地下空間の範囲とする。

- 1 あべちか接続・隣接施設概略図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別図1
- 2 あべちか平面図（地上連絡口、接続・隣接施設接続口）・・・・・・・・・・ 別図2

（計画の適用者）

第3条

この計画は、あべちか、接続・隣接施設に勤務又は施設を利用する全ての者（以下「地下街利用者等」という）に適用する。

(施設名称)

第4条

前条の対象となる施設名称は次のとおり。

施 設 名	
1	天王寺ミオプラザ館 (JR西日本天王寺駅(隣接駅)含む)
2	天王寺公園駐車場
3	Osaka Metro天王寺駅

(施設概要)

第5条

施設概要は次のとおり。

項目 地下街名	着 工 (年月日)	竣 工 (年月日)	規 模 (㎡)				構 造
			総面積	公共通路	店舗	その他	
あべちか	1967年9月9日	1968年11月 30日	9,771	3,649	3,807	2,315	R C 造 地下2階建、一部 地下3階建のうち 地下1階部分
	地下道幅員		地上連絡口	ビル接続口		鉄道施設接続口	
	7.0～10.0		8カ所	2カ所		6カ所	

(防災体制)

第6条

防災体制は次のとおり。

1 水害対策本部の設置

水害対策本部は、第2条の計画対象施設に水害が発生、あるいは発生する恐れがある時、又は近畿地方整備局等から水害等に伴う警報が発令された場合並びにその他の状況により必要に応じて、水害対策本部構成員で協議し設置することとし、本部長、副本部長、本部員、副本部員で構成する。

なお、本部長は大阪地下街株式会社社長、副本部長は同防災監理者、本部員、副本部員は各施設の代表者等（各施設で選任）で構成するが、その編成は天王寺地下総合共同防火管理協議会で確認する。

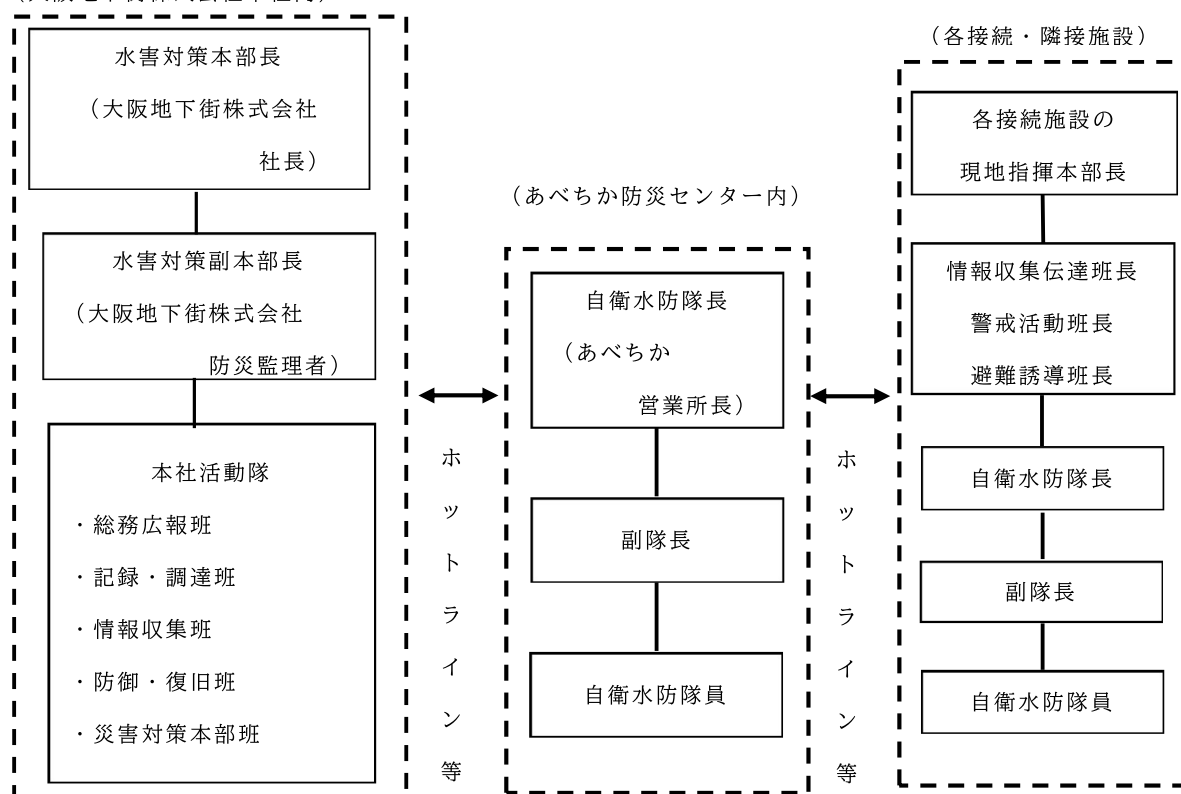
水害対策本部構成員		
本部長	大阪地下街株式会社社長	
副本部長	大阪地下街株式会社防災監理者	
施設名称	本部員	副本部員
あべちか(大阪地下街株式会社)	大阪地下街株式会社で選任	大阪地下街株式会社で選任
各接続・隣接施設	各接続・隣接施設で選任	各接続・隣接施設で選任

2 水害対策本部組織体制

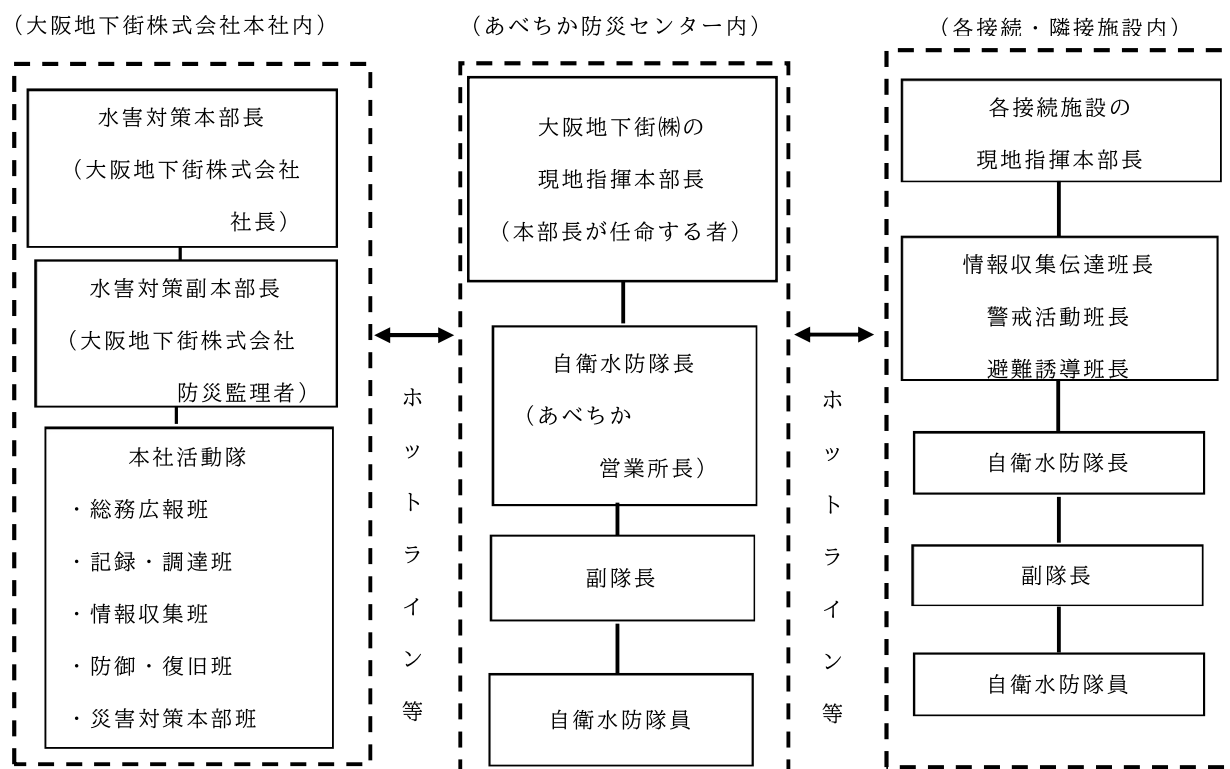
本部は、大阪地下街株式会社本社ビル内に設置し、必要に応じて現地指揮本部長を置く。
 なお、現地指揮本部長は、原則として防災センターで指揮をとることとし、各接続施設の
 現地指揮本部長においても、原則として、それぞれの施設内の防災センターで指揮をとる。

(1) 水害対策本部組織体制表

(大阪地下街株式会社本社内)



(2) 現地指揮本部長があべちか防災センター内で指揮をとる場合



3 本部の解散

水害の危険が解消されたと認められたときに、本部を解散する。

4 任務の内容

災害対策本部の任務は次のとおりとし、状況に応じて活動の優先順位を定め、協力して対応するものとする。なお、接続施設においては、本水害対策任務表に定めるもののほか、各接続・隣接施設の防災活動計画等に基づき任務を遂行する。

水 害 対 策 本 部 任 務 表	
組 織	任 務
水害対策本部長	情報収集伝達、警戒活動、避難指示等に従う措置等
水害対策副本部長	本部長の補佐、本部業務の管理
現地指揮本部長	○現地対策の総合指揮 ○現地状況の情報の収集伝達 ○接続・隣接施設との連携対策 ○応援者などの現地対策
総務・広報班 (総務課)	○関係機関 (Osaka Metro・警察)、会社役員への通報・連絡に関する事項 ○被災者対策に関する事項 ○災害現場広報に関する事項 ○報道機関等への広報に関する事項 ○社員の安否確認に関する事項 ○自衛水防隊の活動支援に関する事項 ○他の所管に属さない事項

情報・収集班 (営業企画課) (営業推進課) (店舗開発課) (直販課)	○災害、被害情報の収集に関する事項(人的・テナントの被害状況) ○振興組合等への情報連絡、調整に関する事項 ○各店舗の営業(開閉店、休業)等に関する事項 ○自衛水防隊の活動支援に関する事項
防御・復旧班 (計画課) (整備課) (営繕課)	○災害、被害情報の収集に関する事項(物的被害状況) ○自衛水防隊の活動支援に関する事項 ○現場の保存、警戒、整理等防災活動に関する事項 ○各設備、機器の保全に関する事項 ○電気、ガス、給排水、空調、衛生等の応急復旧対策に関する事項 ○施設、店舗等の応急復旧に関する事項 ○応急復旧用資器材の調達に関する事項 ○建設・工事事業に関する事項 ○その他災害防御、災害復旧に関する事項
災害対策本部班 (危機監理室)	○災害発生原因の調査に関する事項 ○被害調査に関する事項 ○防災活動記録に関する事項 ○防災関係機関(消防局・大阪市危機管理室)との連絡調整に関する事項
記録・調達班 (経営企画課)	○食料、飲料その他防災活動資器材の調達に関する事項 ○情報等の記録 ○自衛水防隊の活動支援に関する事項
(備考) この任務の実施について必要なときは各班相互に協力する。	

(情報収集)

第7条

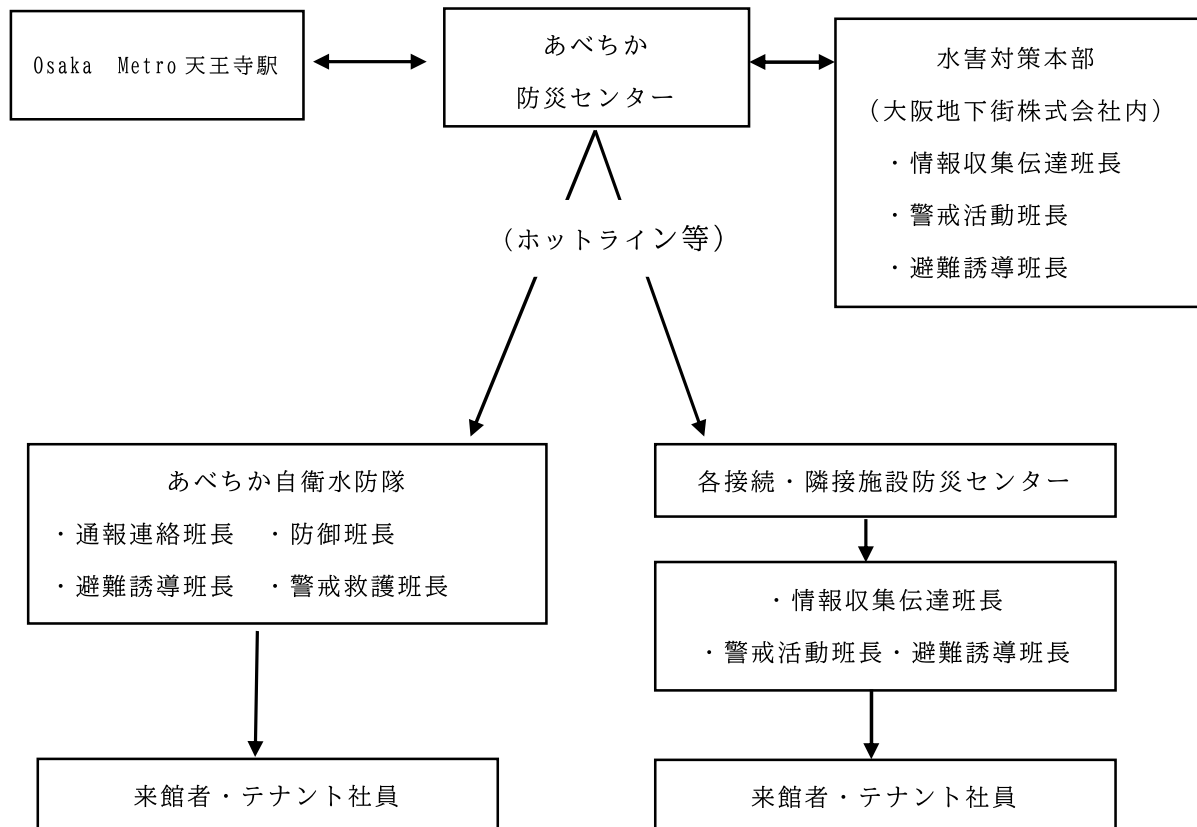
- 1 気象情報にあっては大阪市建設局から伝達され、大阪市に「高齢者等避難」「避難指示」が発令されれば大阪市危機管理室から大阪地下街株式会社(防災センター)に伝達される。
- 2 インターネットにより、気象情報・防災情報の収集に努める。主なものは次の通り。
 - (1) 降雨情報・・・ナウキャスト(気象庁HP)・大阪市降雨情報(大阪市HP)
 - (2) 河川水位・・・川の防災情報(国土交通省HP)・河川防災情報(大阪府HP)
 - (3) 防災情報・・・おおさか防災ネット(大阪市HP)・気象庁防災情報(気象庁HP)・防災情報提供センター(国土交通省HP)
- 3 テレビ、ラジオ、スマートフォン等を活用して気象情報等に情報収集に努める。
- 4 防災センター勤務者の巡回により浸水状況や地下街利用者等の状況を目視で確認する。
また、下水道管が満水になれば一気に道路冠水が起こることを念頭に入れて置くこと。
- 5 監視カメラにより随時、建物内外や地下街利用者等の状況を確認する。

(情報伝達)

第8条

情報伝達は、次に基づき確実に行う。

1 情報伝達体制表



2 地下空間全体または他の地下街のブロックと情報共有する必要がある場合は、あべちか防災センターが中心となり連絡を行う。また、Osaka Metro 天王寺駅からの避難者の流入が想定される場合、あべちか防災センターに情報連絡が入ることとなっている。

- ・ あべちか防災センターと接続・隣接施設等との連絡体制表・・・・・・・・別図 3
- ・ あべちか防災センターと関係機関との連絡体制表・・・・・・・・別図 4

(避難誘導)

第9条

避難誘導は次のとおり。

1 避難の開始時期

大阪市からの「高齢者等避難」「避難指示」が発令された時又は水害対策本部長が必要と認めたときとするほか、それぞれの計画に基づき避難を開始する。

また、地下街への浸水が始まったことが確認されれば、大阪市の発表に関わらず、現地の状況に応じて避難措置を実施する。なお、それぞれの対応については次のとおりと

する。

- (1) 該当地域に「高齢者等避難」が発令された場合、地下街、接続・隣接施設は、地下階の店舗の閉店準備を指示し、地下街利用者等に対して、非常放送により「高齢者等避難」の発令を周知し、地下空間からの退出を呼び掛けるとともに、高齢者等災害時要援護者の避難誘導を行う。
- (2) 該当地域に「避難指示」が発令された場合、地下街、接続・隣接施設は、地下階の店舗の閉店を指示するとともに、すべての地下街利用者等に対して非常放送により「避難指示」の発令を周知し、地下空間からの退出を呼び掛けるとともに、避難誘導を行う。

2 避難場所及び避難経路

- (1) 避難場所は、原則として、垂直避難時の場合は接続施設の3階以上の階とし、水平避難時の場合は浸水想定区域外の安全な場所とする。また、近隣にある公立小学校、中学校の中から事前に指定する災害時避難所を災害状況に応じて活用する。
- (2) 避難場所への避難経路は、直近の避難階段を経由することを原則とするが、当該避難経路では有効に避難できない場合は、別の避難経路を選定し、必要に応じて人員の配置、ロープ等を張り迂回路を周知する。

3 留意事項

- (1) 避難誘導は安全、確実、迅速を旨とし、来街者の避難を最優先する。特に身体に障がいを持った人や傷病人及び老人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者や外国人にあっては避難に時間を要することを念頭に入れて避難場所を選択するなど最大限の配慮が必要となる。
- (2) 警備員は、街内放送により避難の呼びかけを行い、パニック防止に努めるとともに、停電の恐れがあることから、エレベーターやエスカレーターが使用不可であることを周知する。
- (3) 避難誘導の際には、放送設備、拡声器、デジタルサイネージ等を活用し避難方向を明確に指示し、また、店舗従業員は避難誘導旗を活用して先導するなど混乱発生防止に努める。
- (4) 停電時に避難経路を確保する必要がある場合は、照明器具、誘導ロープ等の資器材を有効に活用する。
- (5) 必要に応じて、地上の階段入口にロープを張り、立ち入り禁止標識を掲げ、また、接続・隣接する施設との取り合いシャッターを閉鎖し通行人の進入を禁止する。
- (6) 避難誘導先を接続・隣接施設とする際は、相互に連絡、確認の上、誘導すること。

(自衛水防組織の設置)

第10条

あべちかの統括防火・防災管理者を自衛水防隊長とし、大阪地下街株式会社防火・防災計画

第50条に定める地下街自衛消防隊を運用し、自衛水防組織と定める。そして大阪地下街株式会社と入店者が共同して自衛水防隊を編成する。なお、組織表は別表1とする。

- 1 統括防火・防災管理者不在の時は、在室上位者がその業務を代行する。
- 2 営業所等の終業時及び休日等で社員が不在の時は、委託保安員又は委託技術員の責任者が自衛水防隊長の業務を代行する。
- 3 自衛水防組織に班を置く。
 - (1) 通報連絡班、防御班、避難誘導班及び警戒救護班を置く。
 - (2) 各班の任務は、別表2に掲げる任務とする。
 - (3) 防災センターを自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務者（委託保安員を含む、以下同じ）及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。
 - (4) 自衛水防組織の運用については、自衛消防組織と同様とする。
 - (5) 自衛水防組織の各班は、避難確保・浸水防止計画に基づき、情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

（施設点検計画）

第11条

防災センター勤務者及び警戒活動班は、突然の集中豪雨等の災害に速やかに対応するため、水防資器材（土嚢・シート・懐中電灯・携帯拡声器・無線機等）の格納場所や状態を常に把握、点検しておくこととし、防災センターに掲示しておくこと。

第2章 内水氾濫対策計画

(計画の目的)

第12条

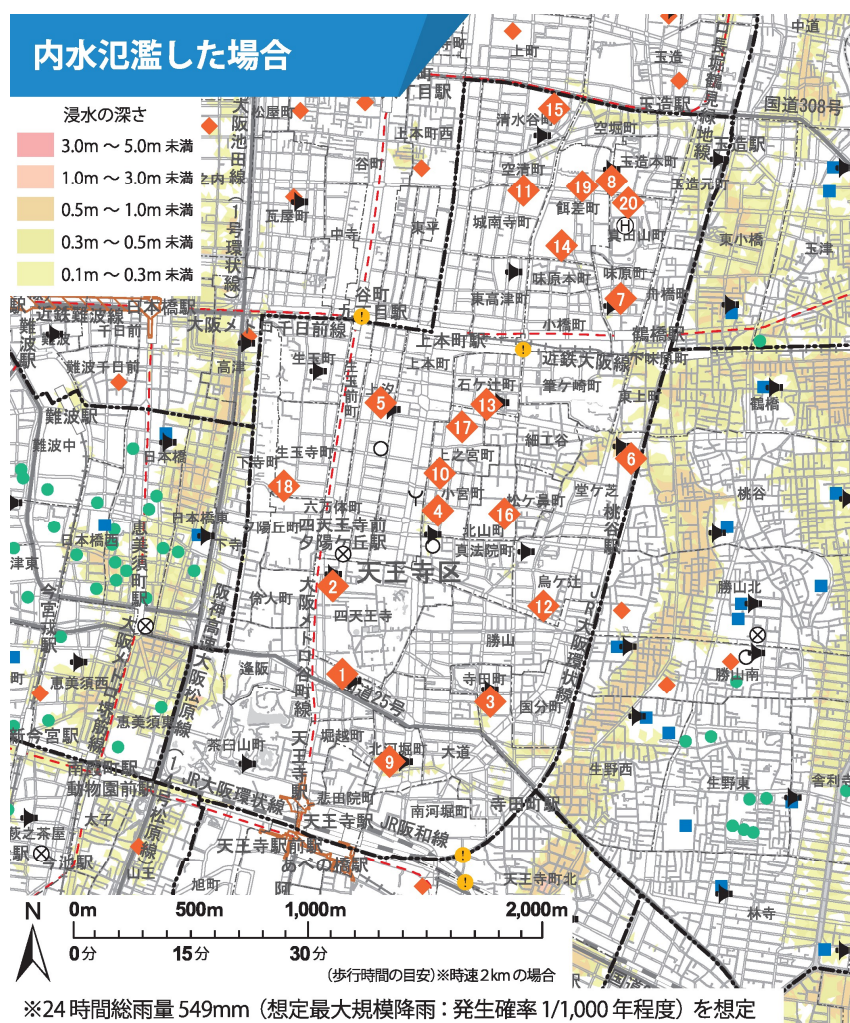
この計画は、ゲリラ雷雨や集中豪雨（以後「集中豪雨等」という）による内水氾濫に対する必要な措置に関する計画を作成し、地下街利用者等の避難をはじめ、浸水対策に資することを目的とするとともに、各接続・隣接施設との情報共有と連携を図り、止水対策を実施する。

(災害の想定)

第13条

1 浸水想定

本計画で対象とする災害は、集中豪雨等による内水氾濫とする。浸水想定については、大阪市が公表している「水害ハザードマップ」に基づく浸水想定区域とし、下図に示すとおりあべちか周辺地区は浸水想定外である。



※ ハザードマップ作製にあたり想定し得る最大規模の降雨とは、国が定める基準に基づいて、過去に本市で観測した最大の降雨(昭和 32 年 6 月 26 日～28 日(台風 5 号)、総雨量 293 ミリ、1 時間最大雨量 50.5 ミリ)における降雨の波形(時間的な分布)を、地域ごとに定められた最大降雨量となるように引き伸ばして作成したもので、24 時間総雨量 549 ミリ、1 時間最大雨量 147 ミリの降雨となり、これは概ね 1,000 年に 1 度起きる降雨となる。

なお、昭和 32 年 6 月 26 日～28 日(台風 5 号)における降雨の継続時間は 38 時間のため、降雨を与えている継続時間は 38 時間となり、その降雨量は 588 ミリとなる。

(情報収集)

第 14 条

第 7 条に準ずる他、次の事項に留意すること。

集中豪雨等は急に発生することが多々あり、予測が困難であるため、気象庁の警報、注意報の発表に関わらず、降雨情報等に注意を払い、特に雨季や夏季、台風の時期においては警戒準備を怠らないこと。

(情報伝達)

第 15 条

第 8 条に準ずる他、地下街利用者等の避難誘導のために、集中豪雨時の各出入口の浸水状況(浸水防止施設の設置を含む)について、あべちか及び各接続・隣接施設にも情報発信すること。

(警戒活動)

第 16 条

1 警戒配備体制

地下街等における避難確保・浸水防止計画体制を図るため、通常業務の一部若しくは全部を停止し、地区全体で対処することとするが、警戒活動に対する配備体制は被害危険度により次の 4 段階とする。

警 戒 配 備 表			
体 制	該 当 要 件	配 備 人 員	
		各接続・隣接施設等	大阪地下街(参考)

注 意	大阪管区气象台から大阪市に「大雨注意報」、「洪水注意報」のいずれかが発表された場合	それぞれの計画に基づいた配備人員	防災センター勤務者による警戒
警 戒	大阪管区气象台から大阪市に「大雨警報」（台風接近・大阪府域に線状降水帯予測情報発表時）が発表された場合		指定社員 （３号招集）
厳 戒	気象庁から大阪府域に「大雨特別警報」が発表された場合又は大阪市から「高齢者等避難」が発令された場合		課長代理級以上及び指定社員 （２号招集）
非 常	大阪市から「避難指示」が発令された場合		社員全員 （１号招集） （アルバイト、派遣社員は対象外）

なお、非常体制に移行時及び避難完了後には、大阪市危機管理室へ連絡すること。

2 警戒活動内容

あべちか周辺地区における内水氾濫の危険性はないものと想定されているが、周辺道路の状況などによって、道路冠水が発生した際は、低い位置にある開口部から浸水が始まる事が考えられ、継続的に地下空間に水が流入する。また、雨量のみならず、降雨の発生から浸水開始までのリードタイムが短くなり、街内に多くの人滞滞していることが考えられることなどから、地上部の浸水状況を的確に把握し、土嚢の設置による止水対策に努め、止水対策を講じて浸水の恐れがある場合には水の流入の危険性のない出入り口からの避難誘導を心掛け、外部の状況や浸水状況に応じた避難誘導を実施すること。

内水	警戒活動		避難誘導～避難完了		避難継続
0分	約 30 分後		約 40 分後	約 60 分後	約 70 分後
状況	大雨の降り始め	道路冠水の発生	止水板等を設置していない出入口から水が流入するおそれ	止水板等を設置した出入口から水が流入するおそれ	地下空間に雨水流入 浸水
地下街管理者	・警戒体制 ・情報収集 ・監視カメラ、巡回等により周囲の状況を監視し、情報を収集する ・気象情報の収集 ・排水ポンプの点検 ・土嚢の準備	・道路冠水状況及び出入口の状況監視し、避難可能出入口を把握 ・地下街利用者等に周囲の状況を周知 ・各管理者と情報共有 ・道路冠水付近の出入口の閉鎖 ・土嚢を設置	・利用者に周囲の状況を周知 ・各管理者と情報共有 ・管理者は地下店舗の閉店準備 ・避難可能な出入口の決定 ・地下駅管理者は鉄道の運休準備と運休予定の周知 ※土嚢や止水板等の設置が間に合わなかった場合は右欄の避難対策に移行		
接続・隣接施設管理者	・警戒体制 ・監視カメラ、巡回等により周囲の状況を監視し、情報を収集する ・気象情報の収集 ・水防資機材の点検準備	・道路冠水状況及び出入口の状況監視し、避難可能出入口を把握 ・地下街利用者等に周囲の状況を周知 ・各管理者と情報共有 ・必要に応じて止水板や土嚢の設置 ・道路冠水付近の出入口の閉鎖			・各管理者と情報共有
地下駅管理者					
本計画における警戒配備体制	3号招集(大雨警報(台風接近・大阪府内域に線状降水帯予測情報発表時)発表時)				
	2号招集(大雨特別警報発表時又は「高齢者等避難」発令時) 1号招集(「避難指示」発令時)				
気象台	大雨警報・洪水警報・大雨特別警報				

※ 3号招集は大阪市に大雨警報(台風接近・大阪府域に線状降水帯予測情報発表時)が発令された場合

3 浸水防止対策

- (1) 浸水危険については、道路等の巡回を行い冠水状況の目視確認により浸水危険を判断する。
- (2) 浸水防止措置が必要と判断すれば、速やかに浸水危険の高い出入口（優先順位が高い順⇒2・3・9・10号出入口）から順番に、浸水防止措置（土嚢の設置等）や立ち入り制限措置を実施することとするが、浸水状況によっては、優先順位にとらわれることなく的確に対処すること。
- (3) 警戒状況、浸水状況や浸水防止措置等について接続・隣接施設と情報共有を図り、特に、夜間休日等、対応可能な人員が少ない場合などにおいては、相互に連携を図り浸水防止措置にあたる。

（避難誘導）

第17条

避難誘導は第9条に準ずる他、次のとおりとする。

1 避難場所、避難経路及び留意事項

- (1) 避難措置の実施時期に関しては、外水氾濫においては、災害対策基本法第60条に基づき、大阪市長から該当地域に「高齢者等避難」、「避難指示」が出された時点で避難措置を実行することとなるため、次の指示がどの時点で発令されるかが非常に重要となるが、内水氾濫については、地下街への浸水が始まったことが確認されれば、大阪市の発表に関わらず、現地の状況に応じて避難措置を実施する必要があることに留意すること。
- (2) 避難先の選定にあっては豪雨や雷雨などが継続している場合や道路冠水により通行が困難となっている場合があることに十分留意し、避難誘導が完了すればその後、自らも避難する。

2 来街（場）者・従業員等に対する放送及び案内の内容

街内放送例

●「ゲリラ豪雨」の場合

- ・こちらはあべちか防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・本日〇〇時〇〇分大阪市に大雨警報が発表され、現在相当激しい雨が降り続けております。
- ・このため、あべちかでは非常警戒体制をとり、地下街への浸水に備えて、地上出入口に土嚢の設置準備作業を実施しております。
- ・今後お知らせいたします気象情報に十分ご注意ください。

●「土嚢を設置した」場合

- ・ こちらはあべちか防災センターです。
- ・ 地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・ 現在、あべちか周辺地区で集中豪雨が発生しているため、〇〇階段出入口に土嚢を設置いたしました。
- ・ 〇〇階段出入口は通行困難な状況（通行不可能）となっておりますのでご注意ください。
- ・ 今後の気象状況にご注意ください。

○現地案内例 （※ 地下街等への浸水の恐れが生じた場合）

- ・ こちらはあべちか防災センターです。
- ・ 地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・ 集中豪雨の影響で〇〇（階段）付近は浸水する恐れがありますので、（地上に上がって）避難してください。大変危険ですのでゆっくりと（〇〇階段から）お進みください。
- ・ エレベーター、エスカレーターは停止しておりますので、階段をご利用ください。
- ・ 避難に当たり援護が必要な方がいらっしゃいましたら係員までお申し出ください。

※ 街内放送にあっては、地下街利用者等に周知を図るため可能な限り繰り返し放送すること。

外水氾濫対策計画

(計画の目的)

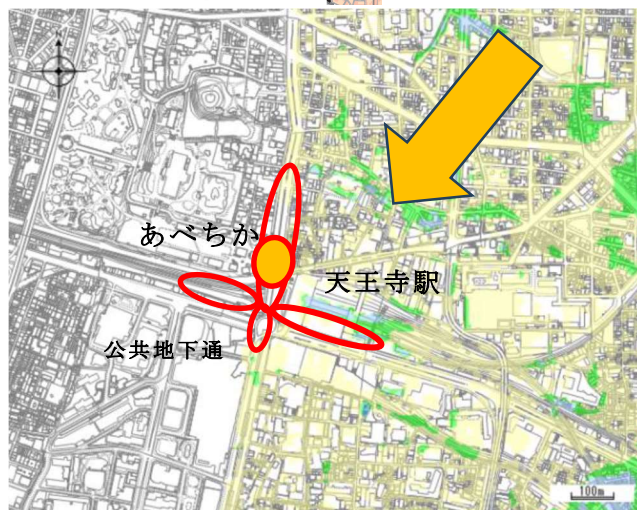
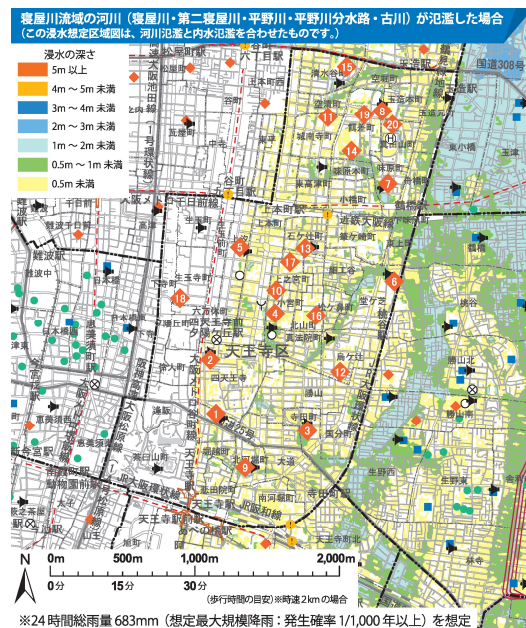
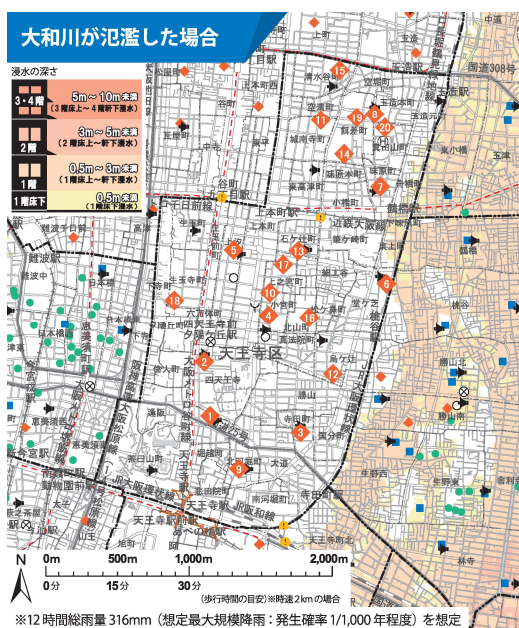
第 18 条

この計画は、水防法第 15 条の 2 第 1 項に基づき必要な措置に関する計画を作成し、地下街利用者等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることを目的とする。

(災害の想定)

第 19 条

本計画で対象とする災害は、最大規模の降雨（683mm/24h）によって寝屋川流域の河川が氾濫した場合における外水氾濫とする。浸水想定については、大阪市が公表している「水害ハザードマップ」に基づく浸水想定区域とし、あべちか周辺地区では 0.5m 未満の浸水が発生。



浸水想定区域図	0.5m未満
0.5～1.0m	
1.0～2.0m	
2.0～3.0m	
3.0～4.0m	
4.0～5.0m	
5.0m以上	

(情報収集)

第 20 条

第 7 条に準ずる他、河川情報に細心の注意を払い、次の事項に留意すること。

- 1 洪水予報については、大阪市建設局から大阪地下街株式会社（防災センター）に伝達される。また、寝屋川流域の河川の決壊の危険性が高まった場合には、大阪市危機管理室から高齢者等避難、避難指示が伝達される。
- 2 浸水危険については、道路等の巡回を行い冠水状況の目視確認により浸水危険を判断する。また、下水道管が満水になれば一気に道路冠水することがあることを理解しておくこと。

(情報伝達)

第 21 条

第 8 条に準ずる。

(警戒活動)

第 22 条

1 警戒配備体制

地下街における避難確保・浸水防止計画体制を図るため、通常業務の一部若しくは全部を停止し、地区全体で対処することとするが、警戒活動に対する発令体制は被害危険度により次の 4 段階とする。

警 戒 配 備 表			
体 制	該 当 要 件	配 備 人 員	
		各接続・隣接施設	大阪地下街
注 意	大阪管区气象台から大阪市に「大雨注意報」、「洪水注意報」のいずれかが発表された場合	それぞれの計画に基づいた配備人員	防災センター勤務者による警戒
警 戒	大阪管区气象台から大阪市に「大雨警報」（台風接近・大阪府域に線状降水帯予測情報発表時）が発表された場合		指定社員 （3号招集）
厳 戒	気象庁から大阪府域に「大雨特別警報」や大阪市から「高齢者等避難」が発表・発令されるなど、地下空間への水害が発生する恐れがある場合。		課長代理級以上及び指定社員 （2号招集）

非 常	淀川の堤防決壊により全市にわたり甚大な浸水被害が発生する可能性が高まった場合や、大阪市から「避難指示」が発令された場合	社員全員 (1号招集) (アルバイト、派遣社員は対象外)
-----	---	------------------------------------

なお、避難開始時及び避難完了後には、大阪市危機管理室へ連絡すること。

2 警戒活動内容

寝屋川流域の河川が破堤した場合、あべちか周辺地区では0.5m未満の浸水被害が想定されることから、接続施設の代表者は気象情報や寝屋川流域の河川の洪水情報の収集に努め、洪水予報が発表されれば確実に情報を伝達し、情報共有を図る。

また、水位の上昇が見込まれている段階など、早期においては、周囲の状況や施設内の滞在者の状況を監視し、必要に応じて内水氾濫対策の浸水防止対策に準じ、浸水危険の高い出入口から順番に土嚢の設置、立ち入り制限措置を行い、大阪市から該当地域に「高齢者等避難」「避難指示」発令があれば避難誘導に総力をあげて対処する。

外水		警戒活動		避難誘導～避難完了		避難完了		避難継続	
		0 分	約 1 時間後		約 2 時間後		約 3 時間後		
状況		水位上昇が見込まれている段階	高齢者等避難を発令する目安となる水位に到達し、避難指示を発令する水位に到達する可能性あり		避難指示を発令する水位に到達		緊急安全確保を発令する水位に到達若しくは河川氾濫が発生若しくはそのおそれが高い		
大阪市			該当する地域に警戒レベル3 高齢者等避難を発令（地下街・地下駅へ直接伝達）		該当する地域に警戒レベル4 避難指示を発令（地下街・地下駅へ直接伝達）		該当する地域に警戒レベル5 緊急安全確保を発令（地下街・地下駅へ直接伝達）		
水防事務組合等		巡視	巡視		巡視		巡視、水防活動		
地下街管理者		・警戒体制 ・気象情報の収集 ・周囲の状況を監視 ・必要に応じ止水板や土嚢の設置準備又は設置 ・各管理者は地下店舗等の閉店を検討 ・地下駅管理者は鉄道の運休を検討 ・各管理者と情報共有	・高齢者等避難が発令されたことを周知し、対象者に避難を呼びかけ水平避難もしくは垂直避難を誘導（※ 原則、てんしばへの水平避難とするが状況によっては垂直避難） ・各管理者と情報共有 ・各店舗の閉店準備又は閉店		・避難指示が発令されたことを周知し、すべての地下街利用者等に対して避難を呼びかけ、水平避難もしくは垂直避難を誘導（※ 原則、てんしばへの水平避難とするが状況によっては垂直避難） ・各管理者と情報共有 ・店舗の閉店		・各管理者と情報共有		
接続・隣接施設管理者			・高齢者等避難が発令されたことを周知し対象者に避難を呼びかけ、避難誘導を実施 ・地下店舗の閉店準備又は閉店 ・各管理者と情報共有		・避難指示が発令されたことを周知し、すべての利用者等に対して避難を呼びかけ、避難誘導 ・地下店舗の閉店 ・各管理者と情報共有		（避難完了していない場合） ・緊急安全確保が発令されたことを周知 ・すべての地下街利用者等へ至急避難をするよう呼びかけ、垂直避難の場合は3階以上の階へ避難誘導、その後、管理者も避難		
地下駅管理者			※ 台風接近情報発表の場合は各店舗の臨時休業や営業時間の短縮等の検討 ・高齢者等避難が発令されたことを周知し、対象者に避難を呼びかけ、避難誘導 ・鉄道の運休準備と運休予定の周知 ・各管理者と情報共有		・避難指示が発令されたことを周知し、すべての利用者等に対して避難を呼びかけ、避難誘導 ・鉄道の運休及び運行計画を周知 ・各管理者と情報共有				
本計画における警戒配備体制			※ 3号招集		2号招集		1号招集		
気象台		大雨警報・洪水警報・大雨特別警報							
河川管理者		洪水予報発表（気象台と共同で発表） 氾濫注意情報 ⇒ 氾濫警戒情報 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 氾濫危険情報 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 氾濫発生情報							

※ 3号招集は大阪市に大雨警報（台風接近・大阪府域に線状降水帯予測情報発表時）が発令された場合

(避難誘導)

第 23 条

避難誘導は第 9 条に準ずる他、次のとおりとする。

1 避難場所及び避難経路

超大型台風等の接近が想定されており、甚大な被害が予想される場合は、学校・企業の休校や休業、在宅学習やテレワーク、また、不要不急な外出の制限、屋内待機などが求められていたり、タクシーやバス、鉄道の計画運休等の措置により地下街には通行人やお客様はほとんどいないと考えられ、寝屋川流域の河川が氾濫した場合、あべちか周辺地区の浸水高は 0.5 m 未満と低いことから、原則、水平避難（目標はてんしば）とするが、台風に伴う暴風・豪雨下においての水平避難は危険が伴うと判断した場合は、垂直避難とする。また、近隣にある公立小学校、中学校の中から事前に指定する収容避難場所を災害状況に応じて活用する。

2 留意事項

「高齢者等避難」が発令されてから 60 分以内に避難誘導を完了することでリスクが最小となることを念頭に入れて、避難誘導に携わる全ての担当者は、地下街利用者等の避難誘導に全力を尽くし、避難誘導が完了すればその後、自らも避難する。

3 来街（場）者・従業員等に対する放送及び案内の内容

街内放送例

●「高齢者等避難」発令時

- ・ こちらはあべちか防災センターです。
- ・ 地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・ 只今、天王寺区全域に「高齢者等避難」が発令されました。避難に時間を要すると思われる方は警備員の誘導により避難を開始してください。なお、避難にあたり援護を要する方を見かけた方はお近くの警備員にご連絡をお願いします。
また、援護を要する方のお近くにおられる方は、避難について、ご支援、ご協力をお願いします。なお、各店舗の皆様は、自店舗の閉店について準備を行ってください。
- ・ ○○階段から地上に上がって避難してください。目標はてんしばです。

※ 台風に伴う暴風・豪雨下において水平避難には危険が伴うと判断した場合

〈接続・隣接施設確認後〉

- ・ 避難先は地下街と接続している建物の 3 階以上となっております。

●「避難指示」発令時

- ・こちらはあべちか防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・只今、天王寺区全域に「避難指示」が発令されました。
- ・皆様は、警備員の指示に従って、避難を開始してください。
- ・避難に当たり援護を要する方を見かけた方は、お近くの警備員にご連絡をお願いします。
また、援護を要する方のお近くにおられる方は、避難について、ご支援、ご協力をお願いします。なお、各店舗の皆様は、自店舗の閉店を行ってください。
- ・〇〇階段から地上に上がって避難してください。目標はてんしばです。

※ 台風に伴う暴風・豪雨下において水平避難には危険が伴うと判断した場合

〈接続・隣接施設確認後〉

- ・避難先は地下街と接続している建物の3階以上となっております。

●「止水板を設置した」場合

- ・こちらはあべちか防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・あべちか周辺地区で集中豪雨が発生しているため、地下街への浸水に備えて、〇〇階段出入口に土嚢を設置いたしました。
- ・〇〇階段出入口は通行困難な状況（通行不可能）となっておりますのでご注意ください。
- ・今後の気象状況にご注意ください。

○現地案内例

- ・こちらはあべちか防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・雨の影響で地下街は危険な状況となっておりますので、地上に上がって、避難してください。慌てずゆっくりと（〇〇階段から）お進みください。
- ・エレベーター、エスカレーターは停止しておりますので、階段をご利用ください。
- ・避難に当たり援護が必要な方がいらっしゃいましたら係員までお申し出ください。
- ・〇〇階段から地上に上がって避難してください。目標はてんしばです。

※ 台風に伴う暴風・豪雨下において水平避難には危険が伴うと判断した場合

〈接続・隣接施設確認後〉

- ・避難先は地下街と接続している建物の3階以上となっております。

※ 街内放送にあっては、地下街利用者等に周知を図るため可能な限り繰り返し放送すること。

第4章 高潮対策計画

(計画の目的)

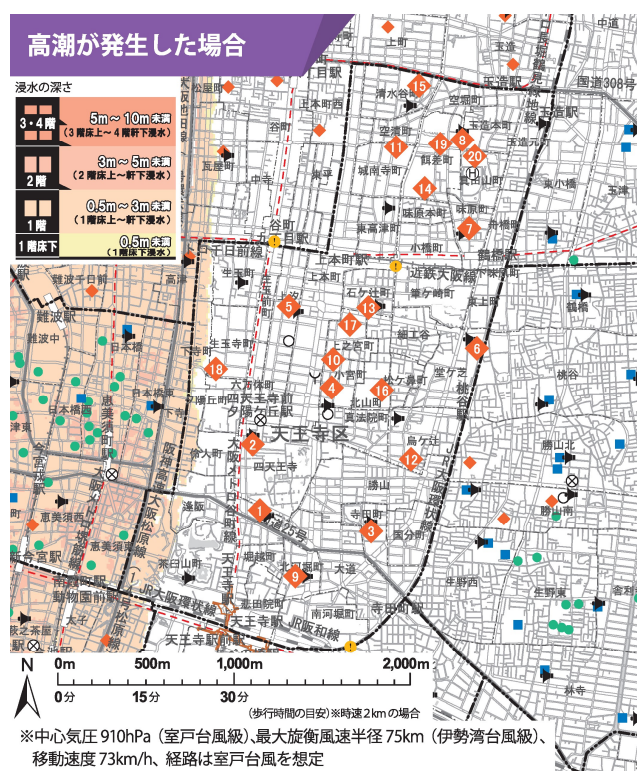
第24条

この計画は、高潮による浸水被害に対する必要な措置に関する計画を作成し、地下街利用者等の避難をはじめ、浸水対策に資することを目的とする。

(災害の想定)

第25条

本計画で対象とする災害は、想定し得る最大規模の台風（中心気圧 910hpa）が室戸台風経路で大阪府域に来襲し、高潮及び河川氾濫の発生によって複数の堤防が決壊したと想定し、それぞれの浸水深及び浸水範囲を重ね合わせた高潮浸水想定区域（大阪港湾局作成）を基に、大阪市が公表している「水害ハザードマップ」に基づく浸水想定区域とし、下図に示す通り、あべちか周辺地区は浸水想定区域外である。



(情報収集)

第26条

第20条外水氾濫計画に準ずるほか、次の事項について留意すること。

- 1 高潮に関する防災気象情報（予報円、進行方向・速度、中心気圧等）が、気象庁から台風が上陸する概ね5日前から段階的に発表される。

- 2 気象庁からの大雨や洪水、高潮に関する情報の収集に努めること。
- 3 台風の府域上陸・最接近の前日 18 時までを目安に大阪府から「災害モード宣言」が発信され、連携して大阪市から「ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけ」などが行われる。
- 4 台風の進路方向に向かって右の半径では台風の移動方向と風向きが同じであるため、風が強くなり、高潮が生じやすくなることや、高潮により海から川に逆流し、水位が上昇している状況で、大量の雨が降れば、浸水高が高くなり、河川氾濫に繋がることを念頭に置いて、早期に台風の進路などの動向把握に努めること。
- 5 大型台風の対策として鉄道各社が、計画運休を行うため、運行状況にも注視する必要がある。

(情報伝達)

第 27 条

第 21 条外水氾濫計画に準ずる。

(警戒活動)

第 28 条

第 16 条外水氾濫計画に準ずる。

高潮	警戒活動	避難誘導～避難完了			避難継続
台風接近	約 12～48 時間前	約 6～12 時間前	約3～6時間前	約 1 時間前	0分
状況		高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)を発表かつ、大阪市域の予測潮位が、危険潮位(OP+5.2m)を超える	高潮警報若しくは高潮特別警報を発表かつ大阪市域の予測潮位が、危険水位(OP+5.2m)を超える	高潮氾濫発生情報を発表若しくは大阪市域で浸水被害の発生若しくはその恐れが高い	
大阪府	災害モード宣言			高潮氾濫発生情報	
大阪市		該当する地域に警戒レベル3 高齢者等避難を発令(地下街・地下駅へ直接伝達)	該当する地域に警戒レベル4 避難指示を発令(地下街・地下駅へ直接伝達)	該当する地域に警戒レベル5 緊急安全確保を発令(地下街・地下駅へ直接伝達)	
地下街管理者	・警戒体制 ・気象情報の収集 ・周囲の状況を監視 ・必要に応じ止水板や土嚢の設置準備又は設置 ・各管理者は地下店舗等の閉店を検討 ・各管理者と情報共有 ・地下駅管理者は鉄道の運休を検討	・高齢者等避難が発令されたことを周知し、対象者に避難を呼びかけ水平避難もしくは垂直避難を誘導(※ 原則、てんしばへの水平避難とするが状況によっては垂直避難) ・各管理者と情報共有 ・各店舗の閉店準備又は閉店	・避難指示が発令されたことを周知し、すべての地下街利用者等に対して避難を呼びかけ、水平避難もしくは垂直避難を誘導(※ 原則、てんしばへの水平避難とするが状況によっては垂直避難) ・各管理者と情報共有 ・店舗の閉店	・各管理者と情報共有	・各管理者と情報共有
接続・隣接施設管理者		・高齢者等避難が発令されたことを周知し対象者に避難を呼びかけ、避難誘導を実施 ・地下店舗の閉店準備又は閉店 ・各管理者と情報共有	・避難指示が発令されたことを周知し、すべての利用者等に避難を呼びかけ、避難誘導 ・地下店舗の閉店 ・各管理者と情報共有	(避難完了していない場合) ・緊急安全確保が発令されたことを周知 ・すべての地下街利用者等へ至急避難をするよう呼びかけ、垂直避難の場合は3階以上の階へ避難誘導、その後、管理者も避難	
地下駅管理者		・高齢者等避難が発令されたことを周知し、対象者に避難を呼びかけ、避難誘導 ・鉄道の運休準備と運休予定の周知 ・各管理者と情報共有	・避難指示が発令されたことを周知し、すべての利用者等に対して避難を呼びかけ、避難誘導 ・鉄道の運休及び運行計画を周知 ・各管理者と情報共有		
本計画における警戒配備体制	※ 3号招集	2号招集	1号招集		
気象台	高潮注意報・高潮警報・高潮特別警報				

※ 3号招集は大阪市に大雨警報(台風接近・大阪府域に線状降水帯予測情報発表時)が発令された場合

(避難誘導)

第 29 条

第 23 条外水氾濫計画に準ずる。

第 5 章 防災教育・訓練

(防災教育)

第 30 条

地下空間施設を管理する社員や地下空間施設で従事するテナント従業員等が平素から備えるべきこと、分担・協力して実施すべき災害対策、地下空間における高齢者や身体障害者などの援護を要する者への助け合い精神を重点とした防災教育を実施し、自主防災への積極的な取組みの啓発を図る。

防災教育の内容は次によるものとする。

1. 避難確保・浸水防止計画の周知徹底
2. 止水板設置マニュアルの周知徹底
3. 浸水予防の周知徹底
4. 防災体制の周知徹底
5. 水害等に関する事項の周知徹底
6. その他の防災管理上必要な事項

(防災教育・訓練の実施)

第 30 条の 2

自衛水防組織の充実を図るため、防災教育・訓練の実施は次による。

防災教育・訓練計画		
区分	実施回数	実施要領等
防火・防災管理業務に従事する者	1 回/年以上	関係法令及び防災管理に関する資料をもとに研究会、講習会を行う
自衛水防組織の構成員 (従業員・テナント社員) (図上訓練)	1 回/年以上	配付資料による図上訓練を行い、実地訓練の準備を行う
自衛水防組織の構成員 (従業員・テナント社員) (実地訓練)	1 回/年以上	図上訓練の教育内容に基づき、実地訓練を実施する

(防災訓練の実施方法)

第30条の3

防災訓練の実施方法は次による。

1. 訓練の内容

地下空間浸水防止対策を重点としての訓練を次により行う。

図上訓練は、参加者がテーブルに広げられた地図を囲み、地下空間が浸水したと想定し、水防に対する意見や問題点を抽出し討議する。

実地訓練は、実際の災害を想定した訓練とし、水防訓練、情報伝達訓練、避難訓練等を行う。

2. 訓練シナリオ

(1) 図上訓練

大阪地下街株式会社を中心に、各テナント及び接続・隣接施設の関係者の参加のもとに、地下空間が浸水したと想定したシミュレーションを通じて、参加者の水防に対する意見や問題点を共通認識とすることとして行う。

図上訓練の方法は、災害規模、発生場所を図面に表示し、各自定められた任務分担と活動基準に従って図上で活動を展開し、判断力を養う。この図上訓練は実地訓練に反映させるため、実地訓練の約1週間前を目途として実施する。図上訓練における留意事項は次のとおりとする。

- ア 事前準備 : 地下空間施設に浸水した場合に被害を被る施設や問題の抽出
(事前に対応すべき事項の抽出)
- イ 浸水防止 : 地下空間施設への浸水を防止するための取るべき行動
- ウ 情報伝達 : 行政から入る情報をどのように受信するか、情報を正しく従業員等の関係者や地下街利用者等に伝達する方法
- エ 避難誘導 : 地下街利用者等が地下空間施設より避難先に安全に避難するために取るべき行動
- オ 浸水排除 : 地下空間が浸水した後の浸水排除や清掃等の水防活動
- カ 人命救助救出 : 地下空間施設に取り残された人の確認と救出するためのとるべき行動

(2) 実地訓練

水害対策本部を構成する各接続・隣接施設(会社)の主催により、勤務する関係者の参加のもと、水防訓練、情報伝達訓練、避難訓練等の模擬演習を行う。

実地訓練の主な項目は次のとおりとする。

- ア 動員訓練・・・・・・・・・・連絡網を通じて所定の場所に動員する
- イ 水防対策本部設置訓練・・・・・・・・水防対策本部の人員、資器材の配置
- ウ 浸水防止訓練・・・・・・・・・・防水版の設置、土のうの配置訓練
- エ 情報収集・伝達訓練・・・・・・・・情報の収集・伝達

- オ 避難訓練・・・・・・・・・・避難するための備品配置、避難体制の確立
- カ 避難誘導訓練・・・・・・・・・・避難誘導、災害時要援護者の誘導訓練
- キ 救出救護訓練・・・・・・・・・・救出救護訓練

附則

この計画は、令和6年（2024年）12月4日から施行する。

あべちか自衛水防隊組織表

隊 長 (統括管理者)		あべちか営業所所長 (統括防火・防災管理者)	
副隊長		所長代理 (資格者配置)	
本 隊		情報収集・連絡班・初期消火・防御班・避難誘導班・救出・救護班・工作班 (設備員・警備員 資格者配置)	
一 般 隊 (ブロック隊、地区隊長の配置)			
A ブロック隊 (イ・ト)		B ブロック隊 (ロ)	
店舗数 5		店舗数 11	
隊長		隊長	
副隊長		副隊長	
情報収集・連絡班		情報収集・連絡班	
初期消火・防御班		初期消火・防御班	
避難誘導班		避難誘導班	
救出・救護班		救出・救護班	
C ブロック隊 (ハ・ニ)		D ブロック隊 (ホ・ヘ)	
店舗数 7		店舗数 8	
隊長		隊長	
副隊長		副隊長	
情報収集・連絡班		情報収集・連絡班	
初期消火・防御班		初期消火・防御班	
避難誘導班		避難誘導班	
救出・救護班		救出・救護班	

※ 具体的な店舗名称等はその時点の最新のものとする

別表2

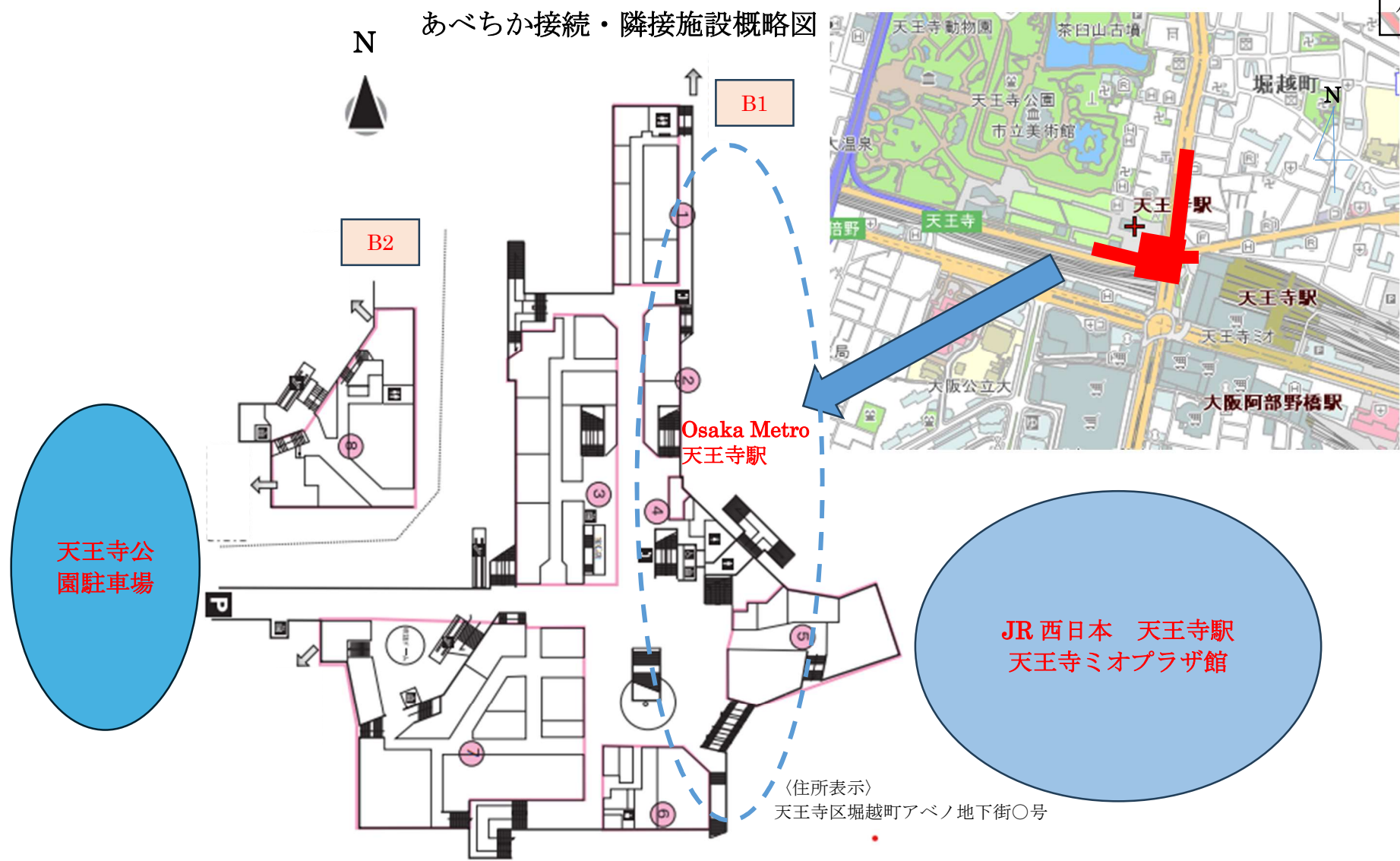
「自衛水防組織の任務」

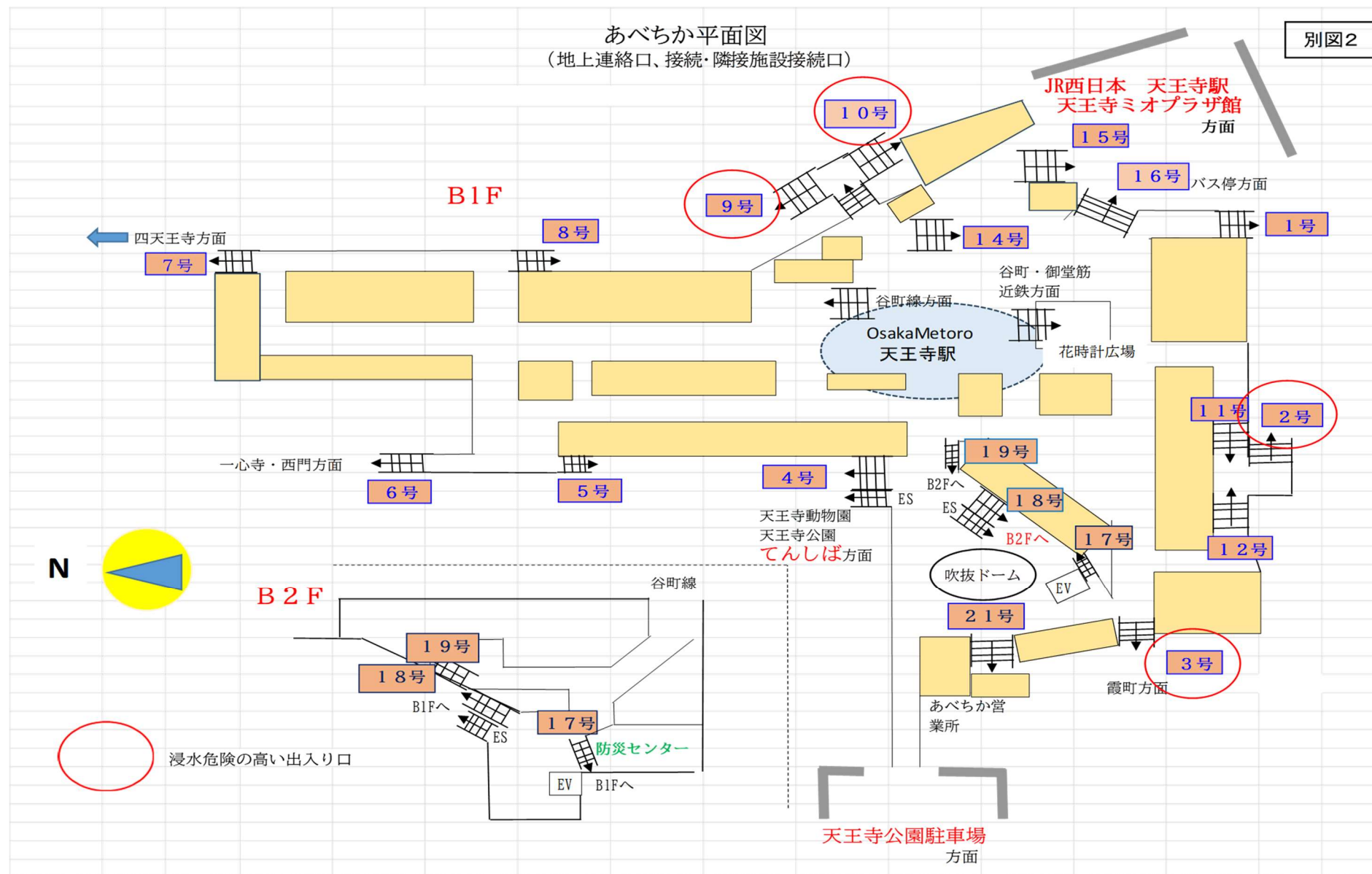
統括防火・防災管理者

統括防火・防災管理者の代行者

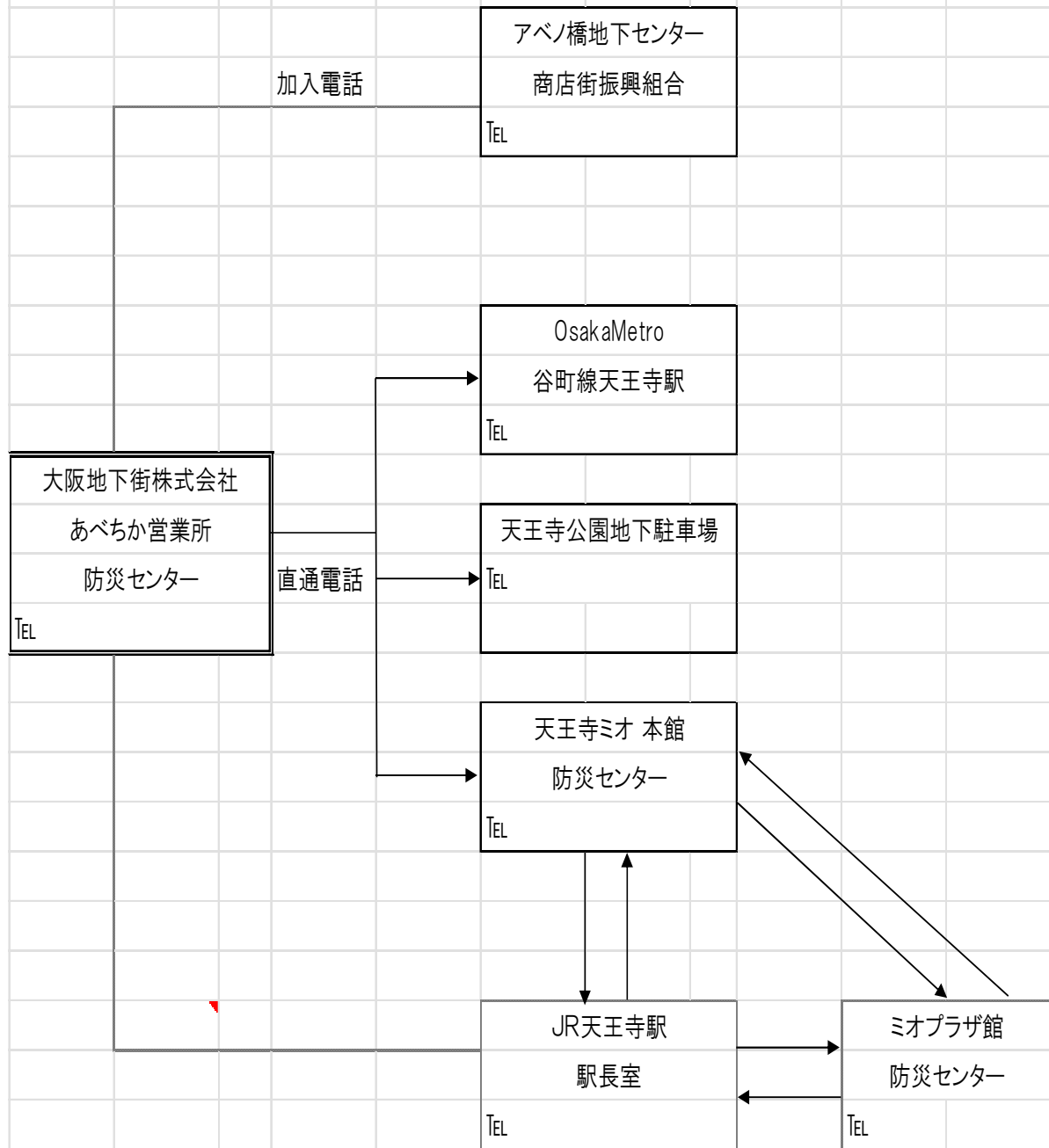
	役職及び氏名	任 務
通報連絡 班	班長	・状況把握し、119番、110番・その他防災 関係機関に連絡
	班員 名	・来街者に対する避難誘導放送、パニック 防止広報を実施する ・自衛水防隊員や従業員への連絡 ・洪水予報等の情報収集 ・その他通信機器、放送設備を使用した 業務を担当
防御班	班長	・災害に対する防御活動を実施
	班員 名	・災害の種別に応じた防災資機材を活用 ・その他防御活動に必要な業務を担当
避難誘導 班	班長	・避難誘導の実施
	班員 名	・地下街各階段の上下に避難誘導旗を持 った隊員を配置し、避難者の安全誘導と 街内への立入り制限等にあたる ・災害の推移に応じて避難誘導範囲を決定 ・状況判断し、避難誘導方向を決定
警戒救護 班	班長	・負傷者、被救助者の応急救護を実施
	班員 名	・災害現場の警戒区域を設定して、関係者 以外の出入りを制限する ・救急隊等公的救護機関との連絡 ・その他警戒・救護に必要な業務を担当

別図 1



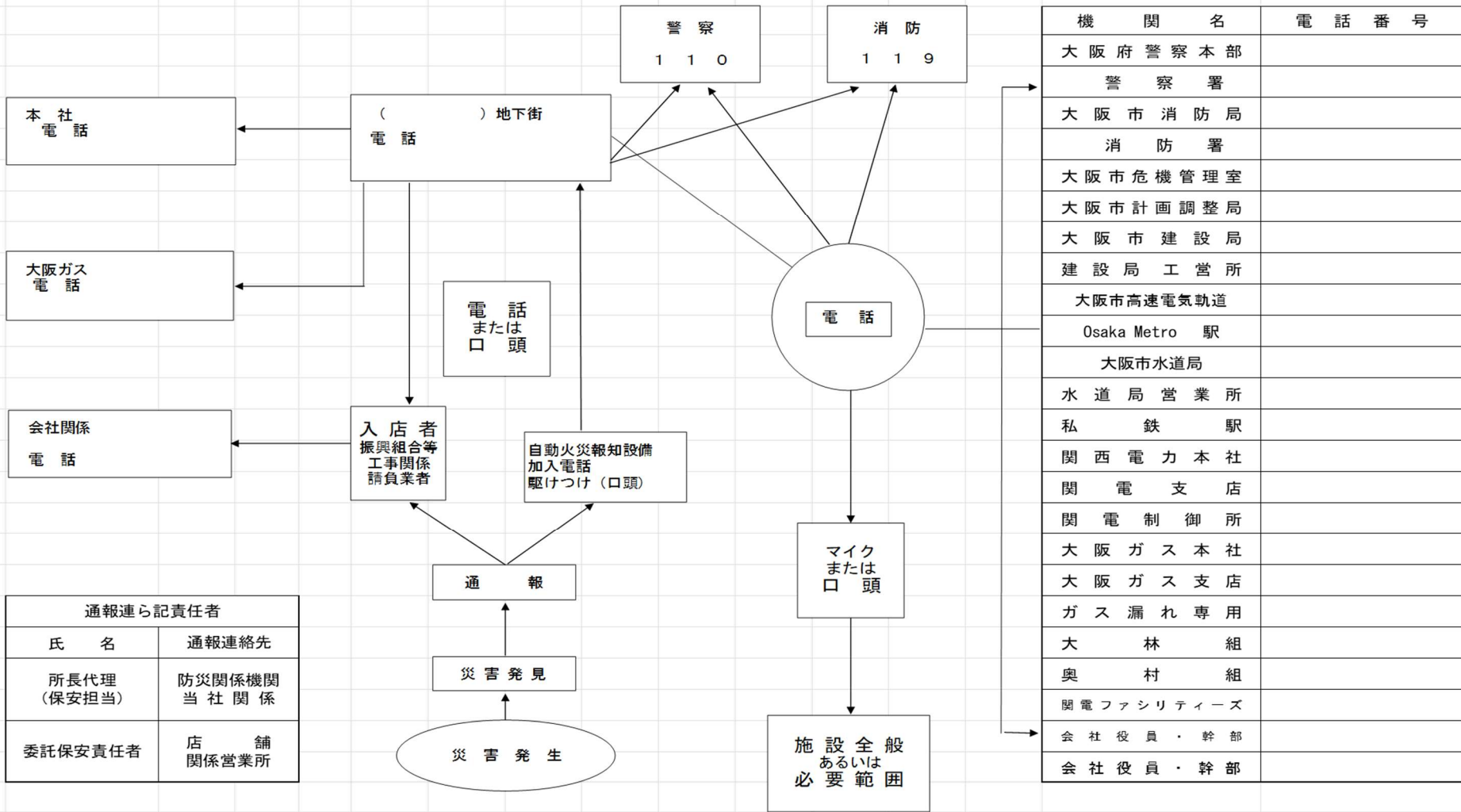


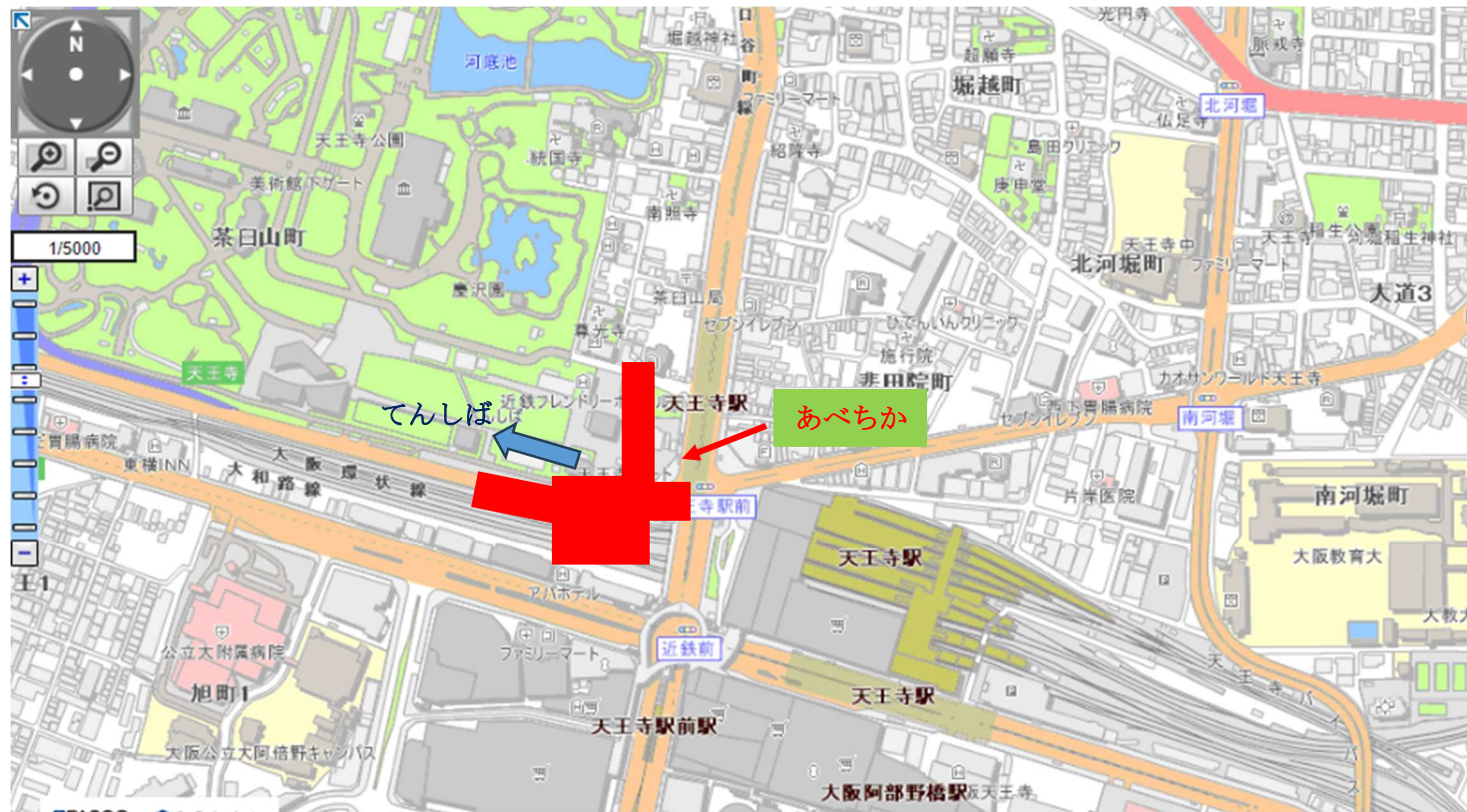
あべちか 接続・隣接施設との連絡体制表



関係機関との連絡体制表

防災機関・市関係・その他





※ 天王寺区に「避難指示」が発令されれば、原則は「てんしば」への水平避難とするが、てんしば周辺地区は高潮による浸水は想定されていない区域であることを念頭に置くとともに、暴風・豪雨下における水平避難は危険が伴うことを考慮すること。